

新潟県警察技能指導官に関する訓令

平成7年8月23日

本部訓令第11号

[沿革] 平成9年3月本部訓令第4号、12年3月第10号、13年3月第6号、14年4月第16号、16年3月第12号、19年3月第4号、20年3月第2号、22年3月第5号、23年3月第6号、24年3月第2号、26年3月第5号、30年3月第3号、令和4年3月第5号、7年11月第28号改正

(趣旨)

第1条 この訓令は、実務経験が豊富な職員の警察実務に関する卓越した専門的な技能又は知識（以下「専門的技能等」という。）を活用することにより、職員の専門的技能等の向上に資するため、必要な事項を定めるものとする。

(技能指導官の設置)

第2条 県本部の課及び署に、必要により技能指導官を置くことができる。

2 技能指導官を置く所属は、別表に掲げる専門的技能等の種別に応じ、本部長が定める。

(技能指導官の職務)

第3条 技能指導官は、職員に対し、次に掲げる方法により専門的技能等に関する指導を行う。

- (1) 専門的技能等の指導を受ける者に対し、専門的技能等に係る職務を遂行しながら個別に行う教養
- (2) 学校教養、講習等の集合教養
- (3) 前2号に掲げるもののほか、マニュアル、教養資料等の作成、捜査本部設置期間中に行われる応援捜査員への個別指導等、専門的技能等の種別その他の事情に応じ適当と認められる方法

(技能指導官に充てる職員)

第4条 技能指導官は、次の各号のいずれにも該当し、次条に規定する技能指導官審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査（専門的技能等の種別によりこの審査を行うことが適当でない場合は、本部長が定めるところにより行う審査）を経た者をもって充てるものとする。

- (1) 卓越した専門的技能等を有する者
- (2) 原則として、年齢が45歳以上であり、かつ、当該専門的技能等に係る実務経験が通算して15年以上の者
- (3) 警部補（同相当職を含む。）以上の階級にある者

(審査委員会の設置等)

第5条 技能指導官の指定又は指定の解除に係る審査を行うために、県本部に審査委員会を置く。

2 審査委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

委員長	本部長
副委員長	警務部長
委員	生活安全部長
	地域部長
	刑事部長
	交通部長
	警備部長
	警察学校長
	首席監察官
	教養課長

3 委員長は、必要に応じて審査委員会を招集する。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して審査委員会への出席を求めることができる。

(技能指導官の推薦)

第6条 部長は、所管する事務について専門的技能等を有する職員のうち、技能指導官として適任と認められる職員について、技能指導官推薦書（別記様式第1号）により、毎年11月末までに、委員長に推薦（教養課長経由）するものとする。この場合において、部長は、当該職員の専門的技能等に係る業務を担当する県本部の課長（以下「業務主管課長」という。）の意見を聴くとともに、当該職員の所属長とあらかじめ協議するものとする。

(審査委員会における審査の方法)

第7条 審査委員会における指定に係る審査の方法は、技能指導官推薦書により推薦された者について、前条の規定により推薦を行った部長の説明に基づき、書面審査により行う。

(技能指導官の指定)

第8条 本部長は、審査委員会で決定した職員を技能指導官に指定するものとする。

2 前項の指定は、指定書（別記様式第2号）を交付して行う。

(技能指導官名簿の作成等)

第9条 教養課長は、技能指導官が指定されたときは、技能指導官名簿（別記様式第3号）を作成し、各所属長に通知するものとする。ただし、専門的技能等の種別により周知を図ることが適当でない場合は、この限りでない。

(指定の解除等)

第10条 部長は、技能指導官が病気その他の理由で職務を遂行することができないと認めるとき又はその適格性を欠くと認めるときは、技能指導官指定解除申請書（別記様式第4号）により、委員長に当該技能指導官の指定の解除を申請（教養課長経由）するものとする。

2 技能指導官の指定の解除に係る審査の方法は、技能指導官指定解除申請書により申請された者について、書面審査により行う。

3 本部長は、審査委員会で指定の解除が決定された技能指導官について、指定を解除するものとする。

- 4 前項の指定解除は、指定解除書（別記様式第5号）を交付して行う。
- 5 教養課長は、前2項の規定により、技能指導官に指定された職員が指定を解除されたときは、当該職員を技能指導官名簿から削除するとともに、各所属長に通知するものとする。ただし、第9条ただし書の規定により指定の通知をしていない場合は、この限りでない。
- 6 教養課長は、前項の規定のほか、技能指導官に指定された職員が退職等によりその身分を失うときは、当該職員を技能指導官名簿から削除するとともに、各所属長に通知するものとする。ただし、第9条ただし書の規定により指定の通知をしていない場合は、この限りでない。

（所属長の責務）

第11条 所属長は、次に掲げる事項に留意して、技能指導官の組織的な活用に努めるものとする。

- (1) 所属長は、巡回教養、実戦塾等の実施に当たっては、技能指導官の活用に配慮すること。
- (2) 専科、講習等を実施する所属長は、可能な限り技能指導官による講義を取り入れること。
- (3) 技能指導官設置の所属長は、当該所属の技能指導官が第3条に定める職務を適正かつ組織的に遂行できるよう配慮すること。

（技能指導官の派遣要請）

第12条 所属長は、第3条第2号及び第3号に掲げる指導教養を実施するため、技能指導官の派遣を必要とする場合は、技能指導官派遣要請書（別記様式第6号）により、要請（業務主管課長経由）するものとする。

（報告）

第13条 技能指導官設置の所属長は、技能指導官が第3条各号に掲げる方法により専門的技能等に関する指導を行ったときは、四半期毎に技能指導官活動状況報告書（別記様式第7号）により、本部長に報告（教養課長経由。以下同じ。）するものとする。

なお、第3条第2号又は第3号の教養を行ったときは、その都度、技能指導官集合教養等実施結果報告書（別記様式第8号）により、本部長に報告するものとする。

（補則）

第14条 審査委員会その他の事務は、教養課において処理する。

附 則

この訓令は、平成7年8月23日から施行する。

附 則（平成9年3月26日本部訓令第4号）

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日本部訓令第10号）

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日本部訓令第6号）

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年4月18日本部訓令第16号）

この訓令は、平成14年5月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月30日本部訓令第12号)
この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月15日本部訓令第4号)
この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月7日本部訓令第2号)
この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月12日本部訓令第5号)
この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月11日本部訓令第6号)
この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月9日本部訓令第2号)
この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月14日本部訓令第5号)
この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月9日本部訓令第3号)
この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月11日本部訓令第5号)
この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年11月25日本部訓令第28号)
この訓令は、令和7年12月1日から施行する。